

感染者の療養期間について

発熱など、なんらかの症状がある方

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快※後72時間経過をもって、療養解除

※解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合

無症状の方

検体を採取した日から7日間

●体調悪化時には、かかりつけ医やPCR検査を受けた医療機関など、
身近な診療所（総合病院を除く）へ直接連絡してください。

医療機関がわからなければ、受診・相談センター086-803-1360

（平日9時～21時、休日9時～17時）に電話してください。

濃厚接触者の待機期間について

（1）通常の場合（原則）

陽性者の濃厚接触者

※オミクロン株疑いが感染者の70%以上となった地域（岡山市は該当）は全員濃厚接触者

10日間→7日間

感染者の同居家族の待機期間は、感染者の発症日（無症状者は検体採取日）または家庭での感染対策※開始日のいずれか遅い方の翌日から7日間

※ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策で、厳格な隔離（部屋を分けての生活）等を求めるものではありません。

（2）社会機能を維持するために必要な事業（次頁）に従事する者（社会機能維持者）であって、かつ、当該者の業務への従事が事業の継続に必要である場合

①無症状の社会機能維持者に、抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る。）を用い、最終接触日から4日目と5日目にそれぞれ行い、陰性であることが確認されている場合

5日目から解除が可能

②5日目にPCR検査等を実施し、陰性を確認した場合

※検査は事業者の自主検査として、事業者の費用負担で行います。

※学校・仕事へ復帰するための隔離解除の証明書等の提出は不要なため、医療機関や保健所へ各種証明書等の作成を求めるることは控えてください。

社会機能を維持するために必要な事業

①医療体制の維持に関する事業

病院、薬局、医薬品・医療機器既の製造・販売等

②支援が必要な方々の保護の継続に関する事業

介護老人福祉施設、障害者支援施設等

③県民の安定的な生活の確保に関する事業

電力、ガス等のインフラ関係、百貨店・スーパー等の小売関係、廃棄物収集等のごみ処理関係、テレビ等のメディア関係等

④社会の安定の維持に関する事業

銀行等の金融サービス、鉄道等の物流・運送サービス、公共工事、警察・消防等の行政サービス、保育所等の育児サービス等

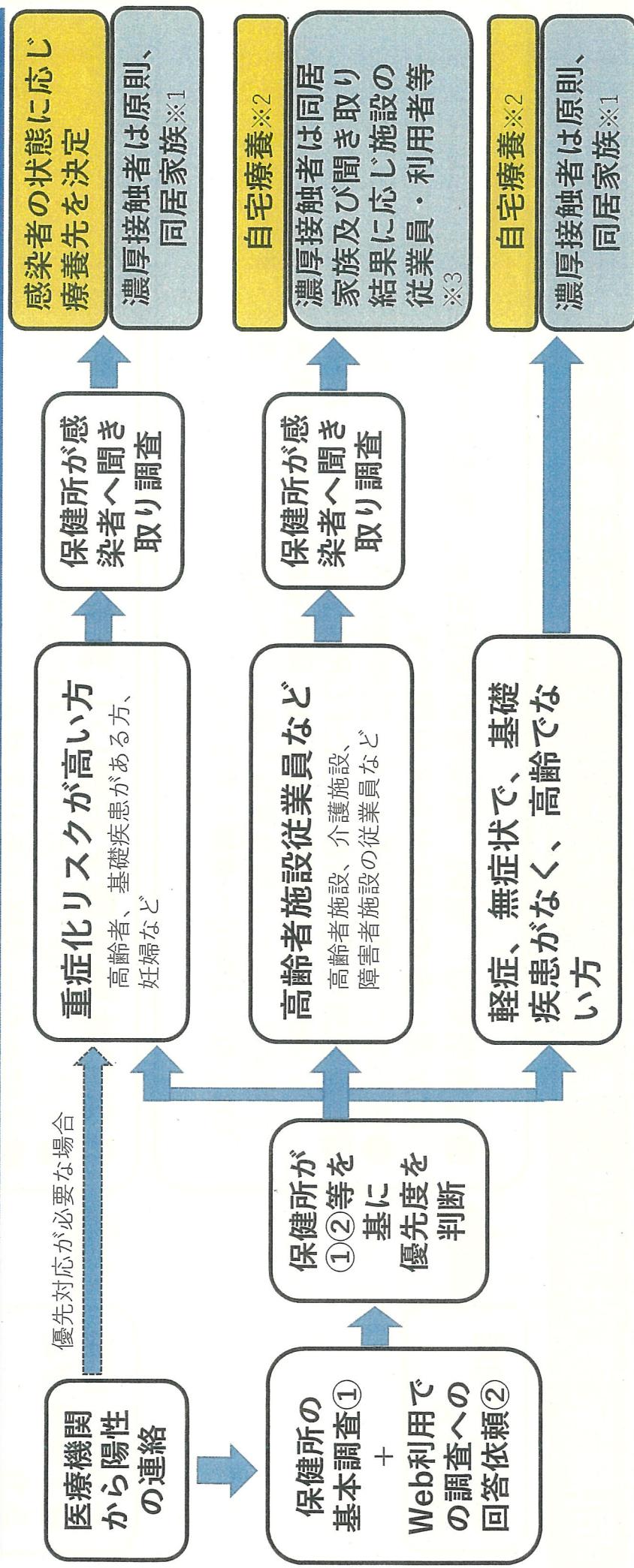
⑤その他の事業

高炉・半導体工場等の生産停止が困難なもの、学校等

【感染者の方へ】

病状が重い方や重症化リスクの高い方等へ優先的に対応

R4.2.7時点



※ 1 同居家族のPCR検査は「感染者と接触された方へ」を確認ください。

※ 2 自宅療養者は保健所が、原則毎日、電話で健康状態等を聞きます。有症状の際は「自宅に居る陽性者濃厚接触者の方へ」を確認ください。

※ 3 濃厚接触者となつた施設の従業員、利用者等のPCR検査は保健所等で行います。

【感染者と接触された方へ】

同居家族は原則、濃厚接触者として自宅待機をお願いします。

↑
感染者の同居
家族の方

- 待機期間は、原則、感染者の発症日か、家庭での感染対策開始日のいづれか遅い方の翌日から7日間です。
 - 発熱などの症状があれば、医療機関を受診してください。
 - 同居家族全員を対象としたPCR検査は実施しております。
- PCR検査を希望される場合は、陽性者のPCR検査を実施した医療機関など身近な診療所（ただし総合病院を除く）へ相談いただき、受診・相談センター（086-803-1360）へ連絡ください。

↑
その他、感染
者と関係が
ある方

- 自分で体調管理をお願いします。
 - 発熱などの症状があれば、医療機関を受診してください。
 - 保健所から連絡はありません。

※高齢者施設の従業員などが感染者となつた場合は、保健所が聞き取り調査を行い、濃厚接触者等を特定します。

【自宅に居る陽性者、濃厚接触者の方へ】

R4.2.7時点

症状に変化があれば、保健所を経由することなく、直接、身近な医療機関へ連絡を

